

お知らせ &ご案内 10月

上下水道課からの お知らせ

■次に掲げる事項等により下水道使用内容の変更が生じた場合は下水道使用変更届書を提出してください。

○入院などで下水道を休止したい。

○誰も住まなくなったので廃止したい。

○子どもが社会人となって転出し世帯人数が減った。

※特に地下水（井戸水）を使っているご家庭は、世帯人数で使用料を算定していますので人数の変動がありましたら、すみやかに「使用変更届書」を提出していただきますようお願いいたします。

問合せ先

弓削総合支所上下水道課
下水道係 TEL 77-4545

10月は

労働保険適用促進月間

社員、従業員、アルバイト

などの一人でも雇っている会社は、すぐに労働保険（労災・雇用）に加入を。

厚生労働省では、10月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

問合せ先

愛媛労働局労働保険徴収室
TEL 089-935-5202

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにお尋ねください。

大事な契約や遺言などは公正証書に！

10月1日（月）から7日（日）は「公正証週間」です。

公正証役場では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書（公正証書）を作成しています。公正証書には、判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書も公正証役場で作成しておくこと、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期するためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公正証役場では、いつでも公正証書に関しての法律相談を行っており、相談は無料です。

問合せ先

〒794-8502
今治市旭町2-3-20
今治公正証役場

TEL 0898-231-2778

高齢者・障害のある人の 人権問題に関する 12時間電話相談 開設

■相談内容 高齢者・障害のある人の扶養、介護、独居、社会参加等、高齢者・障害のある人の人権問題に関するあらゆる相談（予約不要・無料・秘密厳守）

■日時 10月11日（木）
午前9時～午後9時

電話番号

0120-025-550

相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

■主催 松山地方法務局、愛媛県人権擁護委員連合会

問合せ先

松山地方法務局人権擁護課
TEL 089-932-0888

NHK学園

生涯学習通信講座 受講者募集中！

NHK学園では、趣味から資格まで幅広いジャンルの通

信講座を開講しています。丁寧な添削で、初めての方でも安心です。まずは、無料の案内書をご請求ください。

講座

俳句、短歌、川柳、書道、ペン字、写経、水彩画、絵手紙、写真、文章教室、古文書、漢方薬膳、ハーブ、園芸、折り紙、ハングル、医療事務、介護事務、簿記など

■受講期間 3か月～1年
（講座により異なります）

■受講申込 年中受付

■案内書請求・問合せ先

NHK学園
TEL 042-572-3151

高松国税局税務相談室 （今治分室）からの お知らせ！

「電話相談センター開設」

平成19年11月1日に「高松国税局・電話相談センター」が開設されることに伴い、税務相談室（今治分室）を電話相談センターへ移行します。

電話相談センター開設後は、税務署の代表電話番号にかかけただけで、自動音声案内により、国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」へ、税務署への個別のご用件は「税務署」におつなぎします。（電話相談センターへおつなぎした場合も、税務

署までの通話料金のみ負担となります。）

「電話相談センター」においては、「電話による相談」のみを行い、「面接相談」は行いませんので、「面接相談」を希望される方は、最寄りの税務署をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、税務署での「面接相談」は、「一般的な相談（一般相談）」と「実名・予約制（個別相談）」により実施しておりますが、センター開設後、一般的な相談については「電話相談センター」をご利用いただけますようお願いいたします。

「実名・予約制（個別相談）」とは、内容が申告又は納税に直結しており、複雑で、書類等により事実関係の確認が必要な個別相談について、納税者の皆様の住所・氏名等を明らかにされた上で、事前に電話にて予約をしていただき、面接による相談に対応させていただきます。納税者の皆様の待ち時間を少なくし、相談を効率よく行うために本年9月より実施いたしております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

～10月は「骨髄バンク推進月間」です～ あなたを待っている人がいます 骨髄バンクに登録を！

毎年6000人の方が、突然、白血病などの血液難病にかかっています。

「骨髄液の提供（骨髄移植）」というあなたの善意が、骨髄移植以外に治療方法のない、白血病や重症再生不良性貧血などの血液難病患者さんの命を救います。

骨髄移植を成功させるためには患者さんと骨髄提供者（ドナー）の白血球の型（HLA型）を一致させる必要があります。しかし、HLA型は兄弟姉妹間で4分の1、他人では数百から数万分の1の確率でしか一致せず、まだ多くの患者さんが骨髄移植を受けられないでいます。

全国でドナー登録30万人、愛媛県でドナー登録3,252人を目標に、骨髄バンクへの登録を呼びかけます。

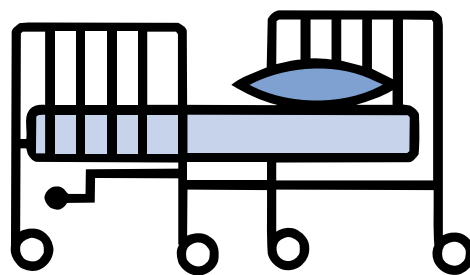
愛媛県では「骨髄バンク登録窓口」を次のとおり開設していますので、**18歳から54歳までの健康な方**の登録をお願いします。

■骨髄バンク登録窓口（問合せ先）

今治市旭町1-4-9 今治保健所 TEL 0898-23-2500

■骨髄バンク登録開設日 毎週月曜日

※事前に予約をお願いします。



10月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(月)	中	1:15	353	14:05	384	7:36	22	20:14	114
2(火)	中	1:53	331	14:59	358	8:19	39	21:04	146
3(水)	小	2:36	304	16:07	331	9:10	63	22:11	174
4(木)	小	3:34	276	17:35	314	10:17	89	23:52	187
5(金)	小	5:07	256	19:10	314	11:49	107	—	—
6(土)	長	6:59	259	20:22	325	1:42	175	13:29	106
7(日)	若	8:22	281	21:13	337	2:50	148	14:43	94
8(月)	中	9:20	308	21:54	346	3:35	121	15:38	81
9(火)	中	10:05	333	22:27	350	4:11	96	16:21	74
10(水)	中	10:44	350	22:56	348	4:43	77	16:58	74
11(木)	大	11:18	361	23:22	343	5:12	63	17:32	81
12(金)	大	11:50	365	23:46	335	5:38	54	18:02	93
13(土)	大	—	—	12:21	362	6:03	50	18:30	108
14(日)	大	0:08	326	12:51	355	6:28	51	18:57	125
15(月)	中	0:29	315	13:22	344	6:53	55	19:25	143
16(火)	中	0:52	303	13:58	330	7:20	63	19:56	161
17(水)	中	1:17	290	14:40	313	7:52	74	20:35	179
18(木)	小	1:48	273	15:37	297	8:32	90	21:33	194
19(金)	小	2:34	255	16:57	286	9:28	109	23:07	199
20(土)	小	4:03	238	18:28	289	10:53	124	—	—
21(日)	長	6:14	242	19:37	303	0:59	184	12:37	124
22(月)	若	7:43	269	20:28	320	2:05	155	13:59	109
23(火)	中	8:43	305	21:10	336	2:50	120	14:58	90
24(水)	中	9:31	341	21:49	349	3:28	85	15:47	74
25(木)	中	10:16	372	22:25	357	4:05	53	16:31	64
26(金)	大	10:58	396	23:01	360	4:41	25	17:13	62
27(土)	大	11:41	408	23:36	356	5:18	5	17:54	68
28(日)	大	—	—	12:24	409	5:56	—5	18:36	82
29(月)	大	0:13	346	13:09	398	6:35	—4	19:19	102
30(火)	中	0:51	331	13:57	379	7:17	7	20:06	125
31(水)	中	1:33	310	14:51	355	8:03	28	21:00	146

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

～アマモ移植会のお知らせ～

「海のゆりかご」づくりに 参加しませんか？

アマモは海の生き物たちにとって大切なすみかであり、海の汚れを綺麗にしてくれる海藻です。岩城・生名沖には瀬戸内海で数少なくなってきた藻場がたくさん残っています。

岩城・生名漁協では「豊かな海」があり、「元気な漁業者」のいる漁業の実現を目指し、アマモの保全・管理に取り組んでいます。（お子様は父兄同伴で参加願います）

“海にアマモの種を植えます。”

みなさん奮ってご参加ください。

ご協力いただいた方には粗品をプレゼント

■日 時 10月28日（日）午前6時半～8時半
（雨天決行：干潮時に移植します。）

■場 所 岩城島菰隠海岸（集合）

■参加申込 10月13日（土）までに以下まで
（参加者全員保険加入します。）

■参 加 費 無料

※当日は濡れてもいい服装で、着替えやタオル、長靴等をご準備ください。

■問合せ先 JF岩城生名

TEL (0897) 75-2033

平成19年度上島町文化祭のご案内

今年も各地区で文化祭が開催されます。皆さん是非ご来場ください。

弓削地区

【第52回 町展】弓削体育館

10月27日(土) 9:00～17:00

28日(日) 9:00～15:00

【第24回 芸能発表会】せとうち交流館

10月27日(土) 10:00開演

【文化講演会】せとうち交流館

10月28日(日) 14:00～

生名地区

【展示会】生名公民館

10月27日(土) 10:30～16:00

28日(日) 9:00～15:00

【芸能発表会】生名公民館

10月28日(日) 13:00開演

魚島地区

【文化展】魚島開発総合センター

11月3日(土) 9:00～17:00

4日(日) 9:00～17:00

【芸能発表会】魚島開発総合センター

11月3日(土) 9:30開演

岩城地区

【第36回 文化展】岩城開発総合センター

11月3日(土) 10:00～21:30

4日(日) 9:00～13:00

法の日を迎えて ～裁判員制度実施に向けての具体的な取組～

10月1日は、「法の日」です。

人々が幸せな生活を送るためには、個人の自由が保障されなければなりません。しかし、それは個人個人の言論や行動が無制限に許されるということではありません。なぜなら、個々人は同じように尊重されるべき自由を持っており、それぞれの自由が衝突することもあるからです。そのような場合に、法は、個人と個人との自由の調和を図って、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たすことになります。

また、法は、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにし、国民の権利を守るという役割も果たしています。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように設けられたものです。ぜひこれを機会に、法や裁判の問題を皆さん自身の問題として考えていただきたいと思います。

さて、国民が刑事裁判手続に参加する裁判員制度が平成21年5月までに実施されることは皆さんもご存じだと思います。裁判所ではこれまでも全国各地で模擬裁判を行い、国民の皆さんに分かりやすい裁判のあり方について検討してきました。今年5月には、より現実に近い形で国民の皆さんとともに模擬裁判を行うため、裁判員を選任する模擬手続を本格的に実施するなど、裁判員制度の実施に向けて取り組んでいます。また、今年6月には最高裁判所規則を制定し、裁判員制度の具体的な手続等が定まるなど、裁判員制度の実施に向けた準備を進めていますが、今後もさらに国民の皆さんが不安なく裁判員として参加していただけるよう、十分な検討を行っていきます。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年全国各地で講演会など各種の行事を実施してきました。今年もその一環として全国各地で模擬裁判や模擬評議体験など裁判員制度に関する様々な催しも行う予定です。

裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で、各地の裁判所での催しの案内については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で紹介していますので、ぜひアクセスしてください。

広報用映画「評議」及び「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの」のDVD及びビデオは、松山家裁総務課庶務係において貸し出しています。(松山家裁総務課庶務係 TEL 089-945-5000 内線219)

松山家裁ウェブサイトにてぜひアクセスしてください。(<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>)

(裁判員制度キャッチフレーズ)「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」

消費生活センターってどんなところ？

■相談 【消費生活相談】

消費生活に係る苦情や問合せについて、消費者と共に考え解決のお手伝いをします。商品・サービス・契約などでトラブルや疑問があるときは、センターに電話や来所、又は書面（FAX）でご相談ください。専門の相談員が対応しますが、必要に応じて弁護士による消費生活に関する専門的な法律相談も受けられます。

■情報提供 【①えひめのくらしと物価 ②消費生活センターメール通信 ③ホームページ】

契約・悪質商法など消費生活に関する情報を消費者に提供しています。随時発行している消費者啓発のためのパンフレットも、ご自由にお持ち帰りになれます。

■各種講座 【①出前講座 ②「消費者の日」記念講演】

消費生活に関する出前講座や、気軽に参加していただける学習の場を設けています。また、消費者の皆さんの自主的な勉強会や研修会のお手伝いもしています。

■展示 【①視聴覚教材 ②消費者情報・パネル展示】

各種パンフレット、図書、雑誌、新聞などの資料やビデオ等視聴覚教材、パネル展示などで、くらしに役立つ情報を見ることが出来ます。ビデオテープは貸し出しも行っています。

■商品テスト 【①原因究明テスト ②テスト室開放】

苦情の寄せられた商品について、原因究明が必要な場合はテストをします。また、消費者に生活科学の学習の場としてテスト室を開放し、皆さんが自分たちで行うテストの支援をしています。

【愛媛県消費生活センター】

〒791-8014 松山市山越町450番地

事務室：089-926-2603

消費生活相談窓口：089-925-3700

FAX：089-946-5539

E-mail：seikatu-center@pref.ehime.jp

■相談時間 午前9時～12時

午後13時～16時

■休館日 土曜日・日曜日・祭日・年末年始
(12/29～1/3)は休みです。

社会保険事務所から年金制度についてお知らせ！

日本国内に居住している20歳から60歳までの全ての方は、公的年金に加入します。

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等	ご自身で町役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等	配偶者（第2号）の勤務先が届出	なし（配偶者の制度が負担）

■第1号、第2号、第3号の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間）を合計して25年で老齢基礎年金の受給資格ができます。また、保険料納付済期間が40年（20歳～60歳）で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

■国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務付けられていますが、希望すれば65歳までの間、任意加入ができます。

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は任意加入することにより、受給資格を得ることができる場合があります。また、40年（480月）の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、受給額を満額に近づけることもできます。

【問合せ先】 今治社会保険事務所 TEL0898-32-6141